

若林区管内公園パトロール等業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本要項は、若林区管内公園パトロール等業務委託（以下「本委託」という。）に係る事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続（以下「本手続」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

若林区管内公園パトロール等業務委託

(2) 業務目的

本委託は、若林区が管理する都市公園等をパトロールし、管理に必要な情報を収集するとともに、不具合等に対して簡易的な措置を講じることを目的とする。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 業務対象地

仙台市若林区管内一円

(5) 業務内容

若林区管内公園パトロール等業務委託 特記仕様書（案）のとおり

(6) 業務委託料上限額

金32,468,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 市内に本店を有すること。

(2) 仙台市一般競争入札参加資格者名簿に「造園工事」での登録があること、かつ、以下の①～③の全てを満たす者であること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

②仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に該当しないこと。

③仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(3) (2)のうち、仙台市一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、参加表明に係る書類及び業務提案書の受付期間内に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (6) 本市(区・総合支所含む)発注の造園工事又は造園に関する維持管理(除草・剪定等)業務委託(請負代金額又は業務委託料が1件あたり500万円以上(税込み)で平成31年4月1日～令和6年3月31日までに完成・完了したもの)の受注実績があること。また、配置予定担当者(主担当者)についても、同様の条件にある工事又は業務委託において、現場代理人若しくは主任技術者(監理技術者含む)又は業務担当者としての実績があること。
- (7) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
 - ①全ての構成員が、上記(1)から(6)に掲げる条件を満たしていること。
 - ②構成員が本委託における他の共同事業体の構成員として、又は単独として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ③構成員が代表構成員に発注者等と折衝する行為等を委任していること。
 - ④本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
 - ⑤業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - ⑥本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。
- (8) 官公需適格組合にあつては、以下の全ての条件を満たしていること。
 - ①本委託に従事して作業を予定している全ての組合員が、上記(1)から(6)に掲げる条件を満たしていること。
 - ②組合員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。

4 質問受付

本プロポーザルに関する質問は、次に掲げる手順で行うものとする。

- (1) 提出方法
電子メール
- (2) 質問様式
様式第1号「質問書」
- (3) 提出先
「10 事務局」あて
- (4) 受付期間

令和7年1月20日（月）から令和7年1月27日（月）午後5時まで

(5) 留意点

- ・電子メール以外での質問は一切受け付けない。
- ・電子メールの件名は、「若林区管内公園パトロール等業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問（応募者名）」とすること。

5 質問回答

本プロポーザルに関する質問に対する回答は、次に掲げる手順で行うものとする。

(1) 回答方法

質問内容を取りまとめのうえ、本市のホームページに回答を掲載する。

(2) 回答日

令和7年1月30日（木）

(3) 留意点

- ・回答は本募集要項と一体のものとして、同等の効力を持つものとする。
- ・質問者の名称等は公表しない。

6 参加表明に係る書類及び業務提案書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明に係る書類及び業務提案書（以下「提出書類」という。）を作成し、提出すること。

(1) 提出書類 次に掲げる書類を7部（正1部、副6部）提出すること。Cについては、共同事業体の場合のみ提出すること。

-		提出書類	様式	添付書類
参加表明に係る書類	A	参加表明書	様式第2号	仙台市一般競争入札参加資格の決定通知の写し 組合の場合は定款、組合員名簿、事業計画書等の写し
	B	会社概要	様式任意	—
	C	共同事業体結成に係る届出書 (共同事業体の場合のみ)	様式第3号	別途、協定書等、結成に係る書類を求めることがある。
	D	市税等の滞納が無いことの証明書	—	仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書
	E	誓約書	様式第4号	—

	F	履歴事項全部証明書	—	原本又は写し 共同事業体は、代表事業者のほか構成員も必要。
業務提案書	ア	業務実績	様式第5号	業務実績が分かる資料(当初契約書及び変更契約書の写し等)
	イ	配置予定担当者 (主担当者)	様式第6号	現場代理人若しくは主任技術者(監理技術者含む)又は業務担当者としての実績が分かる資料(現場代理人等通知書又は業務担当者届の写し等。また、従事した工事又は委託がア業務実績と異なる場合は、その当初契約書及び変更契約書の写し等)
	ウ	実施体制	様式第7号	—
	エ	実施計画・内容	様式第8号	—
	オ	市民対応	様式第9号	—
	カ	安全対策	様式第10号	—
	キ	独自視点・創意工夫	様式第11号	—
	ク	見積書	様式任意	— ※見積額=税抜き額+税額とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送(共に受付期間・受付時間内必着とする。)

(3) 提出先

「10 事務局」あて

(4) 受付期間

令和7年1月20日(月)から令和7年2月10日(月)まで

(5) 受付時間

開庁日の午前9時から午後5時まで

(6) 留意点

- ・使用言語は日本語、フォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。
- ・作成にあたっては、様式に記載の説明用語の削除や枠の拡張は行わないこと。
- ・提出書類には、各々様式番号を記入した表紙とインデックスを付け、A4縦長フ

イルに綴じること。

- ・業務提案書には、応募者が特定できる名称（会社名、住所、氏名等）、ロゴマーク等を一切記載しないこと。
- ・業務提案書には、必要に応じて図表等を用いることができる。図表等のフォントやポイントは任意とする。
- ・副本は、製本の写しを提出するものとするが、参加表明に係る書類、業務提案書共に、応募者が特定できる名称（会社名、住所、氏名等）、ロゴマーク等の記載がある場合には、黒塗り等により特定できないように加工してから提出すること。
- ・提出書類の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出書類の返却は、行わない。

(7) プロポーザルの参加への辞退

提出書類を提出した者が、参加を辞退する場合には、以下により速やかに書類を提出すること。

① 提出方法

持参又は郵送

②提出様式

任意様式

③提出先

「10 事務局」あて

④提出期限

令和7年2月10日（月）午後5時まで

7 審査方法及び評価項目

(1) 審査の流れ

別に定める「若林区管内公園パトロール等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により、次頁の評価項目について、応募者からの業務提案書及びプレゼンテーションをもとに総合的な審査を行う。

① 受託候補者の特定

評価項目について審査委員会の各委員が審査し、各委員の評価点数の合計得点が最も高い者を第一受託候補者、次に高い者を第二受託候補者として特定する。委員の合計点数が同じ者が複数いる場合は、評価項目「ウ 実施体制」及び「エ 実施計画・内容」の合計点数が高い者を上位とする。合計点数も同じである場合は、提示価格が低い者を上位とするが、提示価格も同額の場合は、くじにより上位を決定する。

② 最低基準

すべての委員の評価点数が6割以上であることかつ評価項目「ウ 実施体制」及び「エ 実施計画・内容」が6割以上とする。

③ 審査及び評価の除外

次のいずれかに該当する場合には、提出された提出書類を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、第一受託候補者が参加資格を失った場合には、第二受託候補者と手続きを行う。

- ・「3 参加要件」を満たしていない場合
- ・本文プロポーザルの期間中（参加表明に係る書類及び業務提案書の受付から契約締結まで）に指名停止処分を受けた場合
- ・提出書類が定められた体裁や事項に適合しない場合
- ・提示価格が「2（6）業務委託料上限額」に定める金額を上回っている場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査及び評価の公平性を害する行為があった場合
- ・審査委員会の委員及び本事業に従事する市職員と助言・援助その他審査の公正を疑われるような行為があった場合

評価項目	評価内容	評価書類等	配点
ア 業務実績	・本市（区・総合支所含む）発注の造園工事又は造園に関する維持管理（除草・剪定等）業務委託（請負代金額又は業務委託料が1件あたり500万円以上（税込み）で平成31年4月1日～令和6年3月31日までに完成・完了したもの）の受注実績があるか。	様式 第5号	10
イ 配置予定担当者 （主担当者）	・本市（区・総合支所含む）発注の造園工事又は造園に関する維持管理（除草・剪定等）業務委託（請負代金額又は業務委託料が1件あたり500万円以上（税込み）で平成31年4月1日～令和6年3月31日までに完成・完了したもの）における現場代理人若しくは主任技術者（監理技術者含む）又は業務担当者としての実績があるか。	様式 第6号	10

ウ 実施体制	・業務内容に対して、遂行可能な人員が確保され、命令系統、役割分担が明確かつ適切であるか。 ・本市や市民からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	様式 第7号	20
エ 実施計画・内容	・本業務を安定的かつ緊急時に対応できる実施計画・内容となっているか。	様式 第8号	20
オ 市民対応	・市民対応の考え方や方法が明確であるか。	様式 第9号	10
カ 安全対策	・本業務を実施する上で必要となる安全対策について具体的な提案があるか。	様式 第10号	10
キ 独自視点 ・創意工夫	・本業務の効率的・効果的な実現に向けた、独自の提案を具体的かつ明瞭に示しているか。	様式 第11号	10
ク 見積書の妥当性	・提示価格やその内容が妥当であるか。	見積書	10
合計			100

(2) プレゼンテーション

①日付

令和7年2月14日（金）

②場所

仙台市若林区保春院前丁3-1 若林区役所 5階会議室

③時間

説明時間：20分 質問時間：10分

④出席者

5名以内とし、配置予定担当者（主担当者）は原則出席すること。

⑤説明方法

配置予定担当者（主担当者）が業務提案書をもとに説明するものとする。

⑤ その他

プレゼンテーションの集合場所やその他留意点等の詳細については、別途応募者に通知する。

(3) 結果通知

応募者それぞれに対して、令和7年2月19日（水）に、審査及び評価の結果を郵送により通知し、併せて本市ホームページ上で公開する。通知を受けた応募者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して、閉庁日を除く7日以内に、書面により、非特定理由

について説明を求められることができる。応募者より非特定理由について説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して、閉庁日を除く7日以内に書面により回答する。

8 契約締結

本市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議のうえ、作成した仕様書に基づき、見積書を徴収し、「2（6）業務委託料上限額」の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、提出された業務提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ、内容を一部変更する場合がある。

第一受託候補者との協議が不成立の場合は、第二受託候補者と協議を進める。

予算については、仙台市議会定例会（令和7年2月開会予定）における令和7年度仙台市一般会計予算の議決状況により変更する場合がある。また、本プロポーザルは令和7年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、令和7年度予算が成立しない場合、本プロポーザルは無効となる。

9 スケジュール

時期	実施事項
令和 7年 1月20日（月）	公告（募集要項公開）
令和 7年 1月27日（月）	質問受付期限
令和 7年 1月30日（木）	質問回答
令和 7年 1月20日（月）から 令和 7年 2月10日（月）	参加表明に係る書類及び業務提案書の受付期間
令和 7年 2月14日（金）	業務提案書の審査・評価 （プレゼンテーション）
令和 7年 2月19日（水）	審査結果の通知
令和 7年 4月 1日（火）	契約締結

10 事務局

仙台市若林区建設部公園課公園係

所在地：仙台市若林区保春院前丁3-1

電話番号：022-282-1111

FAX：022-282-1149

電子メール：wak014310@city.sendai.jp